

## 訂正に関する経緯と理由

### 1 経緯の時系列

- ・ 令和8年1月14日：三重県国民健康保険課より「令和8年度国民健康保険事業費納付金等本算定における標準保険料率」の当初通知を受理
- ・ 令和8年1月29日：本市国民健康保険運営協議会において、上記通知に基づく国民健康保険料の見直し（新設）案を提案・承認
- ・ 令和8年2月16日：国からの指摘により、三重県における算定基礎通知に誤りがあったことが判明
- ・ 令和8年2月18日：三重県国民健康保険課より再算定後の標準保険料率の再通知を受理
- ・ 現在：本市において、再通知に基づき適正な料率を再算定し、本訂正案を提示

### 2 訂正の理由

本件は、保険料率の算定基礎となる三重県算定の「標準保険料率」の算定段階において、県による計算誤りが発生したことに起因します。